

生活福祉資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障害がある方や高齢者が同居する世帯に対し、低利子または無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

災害により被害を受けた低所得者世帯（市町村民税非課税世帯）、障害者世帯、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）

◆貸付限度額 150万円
(福祉費、災害臨時費の場合)

◆利率 保証人あり：無利子
保証人なし：1.5%

◆返済期間は 7年以内
据置期間：貸付金交付後6か月以内

◆申請に必要なものは
申込書、世帯全員分の住民票謄本、本人確認書類、収入確認書類、その他（官公署が発行するり災証明書または被害証明書等）

◆申請期間は 随時受付します。

生活安定資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活安定資金貸付制度とは

所得の少ない世帯に対し、無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

市内に居住する低所得者で、1年以上市内に居住する世帯（被保護世帯を含む）

◆貸付限度額 5万円（特に認めた場合7万円）

◆利率 無利子・無担保

◆返済期間は 1年以内（据置期間2か月）

◆申請に必要なものは
申込書、市内に居住する保証人1名及び民生委員の面談が必要です。

◆申請期間は 随時受付します。

国民年金保険料を免除します



各総合支所市民サービス課、またはお近くの年金事務所（古川年金事務所 ☎0229-23-1200）

◆災害による国民年金保険料の特例免除とは

下記の条件を満たす方の国民年金保険料が、申請に基づき全額免除されるものです。

◆対象となる方は

被災により、国民年金保険料の納付が困難になったとき、次の特例免除が適用される条件を満たす国民年金第1号被保険者（注1）

○特例免除が適用される条件 被保険者、世帯主、配偶者等が所有する住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑等が流出、全壊、半壊、土砂流入等の被害を受け、その被害がもっとも大きい財産にかかる被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額は除きます）が、その価格のおおむね2分の1以上であるとき

◆申請期間は 対象となる期間から2年間

◆対象となる期間は
令和4年6月分から令和6年6月分

◆減免割合 全額免除

◆申請に必要なものは
年金手帳、印鑑、申請書、り災証明書の写しまたは国民年金被災状況届（免除申請書、被災状況届の用紙は窓口に備え付けています）

(注1)
【第1号被保険者】：20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業事業者、学生、フリーター、無職の方など
【第2号被保険者】：会社員・公務員など
【第3号被保険者】：第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方